

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	272	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務処理要領の改正

提案団体

八戸市

制度の所管・関係府省庁

個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

DV等支援措置の相手方(加害者)から、支援措置対象者(被害者)の個人情報取得を目的として、①住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付の請求を受ける場合があるほか、②個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求がなされる場合もある。

①については、「住民基本台帳事務処理要領」に対応について明記されているが、②については記載がない。

②についても、例えば「開示請求時に必要になる書類(子の現住所を証明する書類等)」、「基本となる対応(存否応答拒否)」についての記載があると有用と思慮するので、「住民基本台帳事務処理要領」の改正を求める。

具体的な支障事例

当市では、昨年度、実際にDV等支援措置の相手方(加害者)から当該加害者の子どもに関する保有個人情報開示請求がなされ、存否応答拒否の決定をしたところ、開示請求者からその開示決定に関して訴訟を提起されたところである。(令和8年4月1日現在、第2審継続中)

DV等支援措置に関連する保有個人情報開示請求に関しては、「住民基本台帳事務処理要領」に記載がなく、また、当市としても初めての事例であったため、DV等支援措置の支援措置対象者(被害者)の保護を第一に考慮しつつ対応したが、例えば、子(未成年者)の保有個人情報について、DV等支援措置の相手方(加害者)が開示請求してきた場合に添付させる必要書類や、開示の基本方針について同事務処理要領に記載があればより迅速かつ確固たる姿勢で対応ができるようになると思われる。

また、冒頭の保有個人情報開示請求及び訴訟は、当県内でも当市のみならず、複数の他自治体でも同様の開示請求・訴訟がなされており、さらに、全国的にもなされていたようである。開示請求者(原告)の思惑としては、仮にどこかの自治体でいわゆる「存否応答拒否」ではなく、「単なる不開示決定」を行ったとすれば、当該自治体には自分の子がないということが了知できると推察されるため、開示請求のあった全自治体で統一した対応(存否応答拒否)をとらないと、DV等支援措置の支援措置対象者(被害者)の所在が限定される事態にもなりかねない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

DV等支援措置に関する業務の適切かつ迅速な対応と全国的に統一的な運用が図られることにより、DV等支

援措置の支援措置対象者(被害者)の保護がより図られる。

また、副次的に、住民基本台帳事務処理要領に DV 等支援措置の相手方(加害者)から保有個人情報の開示請求があった場合に「必要になる書類」や「基本的な対応方針」を明記することで DV 等支援措置の相手方(加害者)からの保有個人情報開示請求の抑制が図られる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)

個人情報の保護に関する法律第 76 条、第 81 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)に基づく保有個人情報開示請求に係る運用について、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳制度に係る運用等を示す住民基本台帳事務処理要領に記載することは困難である。

なお、個人情報保護法上、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報(個人情報保護法第 78 条第 1 項第 1 号に規定されている「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を含む。)を開示することとなるときは、個人情報保護法第 81 条に基づき、存否応答拒否の対応をとるものと考えられる。